新 旧 条 文 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　　条　　　　　文 | 旧　　　　　条　　　　　文 |
| (記載例1：診療所の新規開設)  第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  (1)○○診療所　群馬県○○郡（市）○○町（村）○○番地  (2)○○診療所 群馬県○○郡（市）○○町（村）○○番地 | 第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  ○○診療所　群馬県○○郡（市）○○町（村）○○番地  （新規） |
| (記載例2：附帯事業の追加)  第５条　本社団は、前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。  ○○訪問看護ステーション  以降、条文を１条ずつ繰り下げて第６条から第53条とする。 | （新規） |
| (記載例3：理事定数の変更)  第31条　本社団に、次の役員を置く。  (1)理事　３名以上８名以内  うち理事長１名  (2)監事　１名 | 第31条　本社団に、次の役員を置く。  (1)理事　３名以上５名以内  うち理事長１名  (2)監事　１名 |
| 【附則の記載例1】  附則  この定款は、群馬県知事認可の日（　年　月　日）から施行する。  【附則の記載例2（認可日と施行日が異なる場合】  附則  　　年　月　日群馬県知事認可のこの定款は、○○年○月○日から施行する。 | （新規）  （新規） |

（注）変更に関係する条文は全文書くこと。ただし、その条文のうち変更のない項はその旨を記載のうえ省略しても差し支えないこと。